

山鹿市立地適正化計画策定業務の委託施行に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 山鹿市立地適正化計画策定業務

(2) 目的

本市では、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、市街地における人口密度の低下や都市機能の衰退、財政状況の悪化などが見込まれる中、持続可能なまちづくりが課題となっている。

このため、本業務は、都市計画マスタープラン等の上位計画との整合を図りつつ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定などを通じて「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造を実現するための立地適正化計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容 別紙「山鹿市立地適正化計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託期間 契約締結日から令和10年2月28日まで

2 提案上限額 28,512,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度における支払金額は、次の金額を超えないものとする。

令和8年度：16,663,000円

令和9年度：11,849,000円

※上記金額には業務において発生する交通費、事務経費等の諸経費を含むものとする。

また、上記金額は提案に当たっての目安となる上限額を示すものであり、契約額は、別途設定する予定価格の範囲内において決定することとなるため、上記金額と契約額とは必ずしも一致しない。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 7(1)アの参加表明関係書類の提出日（以下「参加表明日」という。）現在において、本市に、建設工事及び工事関連（コンサルタント等）委託に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（指名願）を提出し、山鹿市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) この要領の公告日以後に、山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(4) 参加表明日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続を行っていないこと（会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先

からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に規定する登録部門のうち、都市計画及び地方計画部門の登録を受けていること。
- (8) 熊本県内に主たる営業所（本店）又は本店の権限を委任した営業所（支店等）を有すること。
- (9) 平成28年度以降に、次に掲げる支援業務の実績が1件以上あること。
 - ア 立地適正化計画の策定若しくは見直しに係る支援業務
 - イ 都市計画マスタープランの策定若しくは改定に係る支援業務
 - ウ 都市計画区域又は用途地域の見直しに係る支援業務

5 業務実施上の要件

本業務の受託者は、本業務の実施に当たり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならないこと。
- (2) 本業務と同種・同等その他の土地利用に関する計画図書の策定業務の実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとし、管理技術者及び照査技術者にあつては、次のいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれ兼ねることはできないものとする。
 - ア 総合技術監理部門技術士「都市及び地方計画」
 - イ 建設部門技術士「都市及び地方計画」
 - ウ R C C M「都市計画及び地方計画」

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期間 令和8年4月23日（木）から同年4月30日（木）午後5時まで必着
- (2) 提出方法 電子メール（送付先アドレス：toshikei@city.yamaga.kumamoto.jp）
- (3) 提出様式 質問書（様式1）
- (4) 回答期日 令和8年5月8日（金）※午後5時までに市ホームページに掲載予定
- (5) その他
 - ア メールの件名は「山鹿市立地適正化計画策定業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。
 - イ メール送信後、電話で連絡をすること。
 - ウ 質問に対する回答があった場合は、当該回答をもってこの要領に追加又は修正があったものとみなす。
 - エ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
 - オ 質問又は回答の内容が、質問者固有の提案内容に密接に関するものと判断したときは、当該質問者に対してのみ回答する場合がある。
 - カ 質問の内容が、本プロポーザルの実施に当たり公平性を担保できないと判断した

ときは、回答を行わない場合がある。

7 参加表明及び企画提案に関する書類の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加表明関係書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式2）
- (イ) 会社概要書（様式3）
- (ウ) 業務実績調書（様式4）
- (エ) 業務実施体制調書（様式5）
- (オ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書の写し（参加表明日の前3か月以内に発行されたものに限る。）

イ 企画提案関係書類

- (ア) 企画提案書提出届（様式6）
- (イ) 企画提案書（任意様式）
- (ウ) 工程計画表（任意様式）
- (エ) 見積書及び内訳書（任意様式） ※消費税を含む。

(2) 企画提案書（任意様式）の作成要領

- ア 本業務の基本仕様書及び審査評価項目の内容を踏まえて作成すること。
- イ 考え方を文字、イメージを図やイラストを用いて分かりやすく簡潔に作成すること。
- ウ 用紙の規格は、A4判縦、片面印刷、20枚以内とし、ページ番号をつけること。（A3判折込も可とし、A4判2枚換算とする）
- エ 文字のサイズは、注記等を除き、原則11ポイント以上とすること。

(3) 提出部数

- ア 参加表明関係書類 正本1部
- イ 企画提案関係書類 正本1部及び副本7部

(4) 提出期間

ア 参加表明関係書類

令和8年5月11日（月）から同年5月20日（水）午後5時まで必着

イ 企画提案関係書類

令和8年5月25日（月）から同年6月10日（水）午後5時まで必着

(5) 提出場所

山鹿市 建設部 都市整備課 計画景観係（市役所本庁舎2階）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987-3

（TEL0968-43-1591）

(6) 提出方法

- ア 持参 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 郵送 受取日時及び配達されたことが証明できる方法

(7) 参加資格審査及び企画提案書提出者の選定通知

提出された参加表明関係書類により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出者を選定し、その結果を参加表明をした者全員に対し令和8年5月25日（月）に電子メ

ールにより通知するとともに、通知書を送付する。なお、参加表明をした者のうち、参加資格があると認められるものが5者を超える場合は、山鹿市立地適正化計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において別紙審査評価項目1により評価を行い、上位5者を企画提案書提出者として選定する。

8 受託候補者の選定

本業務の受託候補者の選定は、審査委員会において、プレゼンテーションを実施し、別紙審査評価項目2により審査を行うものとし、各審査委員の評価点を合計した点数により最優秀提案者を選定するものとする。なお、提案事業者が1者の場合であっても審査を実施し、受託候補者としての適否を判断するものとする。

(1) 審査の方法

ア プレゼンテーションによる審査における各審査委員の評価点の合計点を提案者の獲得点数とし、その最高点を獲得した者を最優秀提案者とする。

イ アにおいて2番目に高い点数を獲得した者（最高点と2番目に高い点数を平均した点数の6割を超える点数を獲得した者に限る。）を次点者として選定する。

ウ 評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和8年6月22日（月）※実施時間等は、個別に通知する。

イ 会場

山鹿市役所本庁舎4階402会議室（控室403会議室B）

ウ 時間配分

各事業者30分以内（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

エ 留意事項

(ア) 本業務を受注することとなった場合に実際に従事する予定の者がプレゼンテーションを行うこと。

(イ) 出席者は3名以内とし、予定管理技術者は必ず出席すること。

(ウ) 事前に提出した資料に基づいて行うものとし、当日の資料の差し替え又は追加は行わないこと。

(エ) プレゼンテーションに必要な機器（パソコン、ケーブル等）がある場合は、持参すること。※プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年6月25日（木）に電子メールにより通知するとともに、通知書を送付する。

9 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 企画提案書の作成要領並びにプレゼンテーションの時間、方法等に適合しないもの

(3) 見積書の金額が2の提案上限額を超過したもの

- (4) 虚偽の記載その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不誠実な行為を行ったもの

1 0 契約手続

- (1) 最優秀提案者に選定した者を本業務の契約締結候補者とし、契約締結の協議を行う。
この場合において、契約締結候補者は、再度見積書を提出するものとする。
- (2) 業務の目的を効果的に達成するため、契約締結候補者との協議により必要な範囲において、企画提案書等の記載内容を修正する場合がある。
- (3) 契約締結候補者が契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合や契約締結候補者との協議が不調となった場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。
- (4) 契約者は、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。

1 1 その他

- (1) 書類の作成、提出及び説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約締結候補者決定後において、この実施要領の内容について不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、山鹿市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (5) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定める。

1 2 担当部署

山鹿市建設部都市整備課計画景観係（市役所本庁舎2階）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987-3

TEL 0968-43-1591

FAX 0968-44-3200

メール toshikei@city.yamaga.kumamoto.jp